

証券コード 141A  
2024年9月11日

株 主 各 位

福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号  
株式会社トライアルホールディングス  
代表取締役社長 亀 田 晃 一

## 第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://trial-holdings.inc/ir/stock/meeting/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「トライアルホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「141A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、3ページ「議決権行使についてのご案内」の方法により2024年9月26日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2024年9月27日（金曜日）午前10時  
2. 場 所 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号 当社2階大会議室  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

### 3. 目的事項

#### 報告事項

1. 第10期（2023年7月1日から2024年6月30日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第10期（2023年7月1日から2024年6月30日まで）計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役に対する業績条件型譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

### 4. 招集にあたっての決定事項

3ページ「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意いたしておりませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

③計算書類の「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

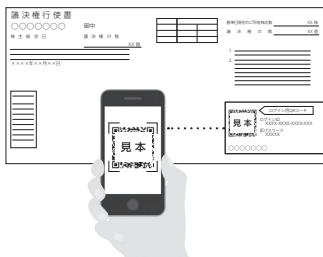


# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

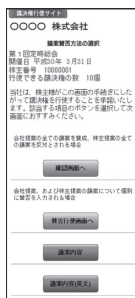
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

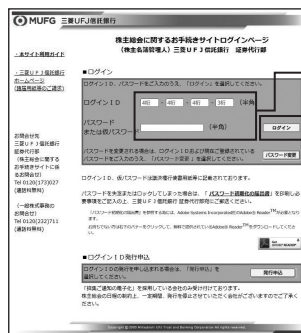
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、財務の健全性を保ちつつ、中長期的・持続的な企業価値の向上に必要な投資を優先しながら、安定的かつ継続的な配当を実施する方針であります。このような方針のもと、2024年6月期期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類  
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき15円  
なお、配当総額は1,829,211,000円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
2024年9月30日

### 第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由  
当社グループのビジョンである「テクノロジーと、人の経験知で、世界のリアルコマースを変える。」の実現に向け、国内外の様々なステークホルダーに対して、当社グループの『TRIAL』ブランドをより明確に発信するため、商号の英文表記を「TRIAL Holdings, Inc.」に変更いたしたいと存じます。
2. 変更の内容  
変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(商号) 第1条 当社は、株式会社トライアルホールディングスと称し、英文では、 <u>Trial Holdings Inc.</u> と表示する。	(商号) 第1条 当社は、株式会社トライアルホールディングスと称し、英文では、 <u>TRIAL Holdings, Inc.</u> と表示する。

### 第3号議案 取締役に対する業績条件型譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2016年6月17日開催の第1回定時株主総会において、年額500百万円以内とすることにつき、ご承認いただいております。

今般、当社の取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に対して、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との価値共有を進めること、並びに業績目標等と報酬との連動性を明確にし、業績に対するコミットメントを持たせることを目的として、当該報酬枠の年額500百万円の枠内で、以下のとおり、対象取締役に対し、新たに業績条件型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することにつきご承認をお願いいたしたいと存じます。

本制度に基づく業績条件型譲渡制限付株式の付与は、取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものいたします。

- ① 対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行又は処分を行う方法
- ② 対象取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法（以下「現物出資交付」といいます。）

本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間40,000株以内、その報酬の総額は上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、現行の報酬枠である年額500百万円の枠内で、年額100百万円以内といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、上記の上限株式数はその比率に応じて調整されるものいたします。

現物出資交付の場合の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会において決定します。

各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬諮問委員会の審議を経た上で、その答申を最大限尊重して取締役会において決定します。

なお、現在の対象取締役は4名となります。

また、本制度に基づく業績条件型譲渡制限付株式の付与にあたっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む業績条件型譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものいたします。

- (1) 対象取締役は、当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」といいます。） 、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。） について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」といいます。） 。
- (2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」といいます。） が満了する前に当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位にあったこと、及び当社取締役会が定める期間中の業績目標等（利益の状況を示す指標、株式の市場価格の状況を示す指標、売上高の状況を示す指標その他当社の経営方針を踏まえた指標等）を達成したことを条件として、本割当株式の全部又は一部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(2)に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整することができるものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (6) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間及び業績条件の達成状況を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について譲渡制限を解除し、又は無償で取得する。
- (7) 上記(6)に規定する場合においては、当社は、上記(6)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。



### 【業績条件型譲渡制限付株式を付与することが相当である理由】

本議案は、対象取締役に当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めること、並びに、業績目標等と報酬との連動性を明確にし、業績に対するコミットメントを持たせることを目的として、対象取締役に対して業績条件型譲渡制限付株式を付与し、又は業績条件型譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものです。

当社は2024年8月13日開催の取締役会において、本議案の承認可決を前提として、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を改定する決議を行っており、本議案に基づく業績条件型譲渡制限付株式の付与は当該方針に沿う必要かつ合理的な内容となっています。改定後の取締役の個人別報酬等の決定方針の内容は、以下ご参考②をご参照ください。また、本制度に基づき1年間に発行又は処分される株式数の上限が発行済株式総数（2024年8月13日時点）に占める割合は約0.03%であり、その希薄化率は軽微です。

そのため、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

#### （ご参考①）

当社は、本議案が承認されることを条件に、当社の従業員及び当社子会社の役職員に対して、譲渡制限付株式を付与する予定です。

#### （ご参考②）

改定後の取締役の個人別の報酬等の決定方針の内容は以下のとおりです。

##### 1. 報酬等の額またはその算定方法の決定方針

当社取締役が、持続的な成長の実現に努め、株主の皆様と利益意識を共有して企業価値の向上を図ることができるよう、取締役の報酬等の中長期的な展望を持って挑戦を続けることを奨励するとともに、業績目標に対する意識を高め、企業価値向上への貢献を促すことができる内容とする。

取締役（社外取締役を除く）の報酬等は、固定報酬である「基本報酬」（金銭報酬）、短期インセンティブとしての「業績連動報酬等」（金銭報酬）および中長期インセンティブとしての「株式報酬」による構成とする。社外取締役および監査役については、その職務に鑑み、原則「基本報酬」（金銭報酬）のみとする。

##### 2. 報酬等（業績に連動しない金銭報酬）の額またはその算定方法の決定方針

基本報酬は月次の固定報酬とし、事業規模、職責、従業員に対する処遇との整合性等を勘案した上で、他社水準も参考にして適切な水準となるように設定する。



3. 業績連動報酬等における業績指標の内容および業績連動報酬等の額または数の算定方法の決定方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績指標の目標数値への達成度を反映させることを基本に、企業価値向上に対する個人別の貢献度、事業環境の変化等を査定・評価した上で額を算定し、賞与として事業年度終了後に一括支給する。

4. 非金銭報酬等におけるその内容および非金銭報酬等の額もしくは数またはその算定方法の決定方針

株主の皆様との価値共有、中長期的な業績目標の達成・企業価値向上への貢献意欲を高めること等を目的として、取締役（社外取締役を除く。）の職責その他諸般の事情を勘案し支給する。

株式報酬は、業績条件型譲渡制限付株式報酬とする。支給する株式に一定の期間譲渡制限を設け、取締役（社外取締役を除く。）が、当社の取締役会が定める役務提供期間中、継続して、当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位にあったこと、及び、当社取締役会が定める期間中の業績目標等（利益の状況を示す指標、株式の市場価格の状況を示す指標、売上高の状況を示す指標その他当社の経営方針を踏まえた指標等）を達成したことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。なお、譲渡制限が解除されなかった株式は、当社が無償取得する。

5. 報酬等の種類ごとの割合の決定方針

取締役（社外取締役を除く）の報酬構成の割合は、当社の事業特性やその時々々の経営課題、事業環境を踏まえて妥当性を判断する。

業績連動報酬等（目標達成時）および株式報酬（目標達成時）は、その目的に鑑み、一律で支給・付与するものではなく、あくまでも目標達成時において支給・付与するものとする。

6. 報酬等の決定方法

取締役の個人別の報酬等の額については、株主総会で承認を得た範囲内で、指名・報酬諮問委員会における審議を経て、取締役会に諮り決定する。

監査役の報酬については、株主総会で承認を得た範囲内で、監査役の協議により決定する。

以 上

# 事業報告

(2023年7月1日から)  
(2024年6月30日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における日本経済は、雇用や所得環境に改善の兆しが見え始めた反面、エネルギーコストや原材料価格の高騰に起因する物価上昇が顕著となりました。さらに、円安や世界的な金融引き締めによる景気への影響が懸念されるなど、先行きへの不透明感が継続しました。

小売業界においては、良いものをお得に買うための選別消費が進みました。外出や人が集まる機会が増えたことによって、高付加価値商品への積極的な支出が見られた一方、生活必需品は節約志向が高まるなど、消費者購買行動の二極化が顕在化しました。

そのような環境の中、当社グループが掲げる「テクノロジーと、人の経験知で、世界のリアルコマースを変える。」というビジョンを実現するため、新規出店による店舗網の拡大及び既存店売上高の成長を実現しました。

さらに、Skip Cart（決済機能付きレジカート）や、インスタサイネージ（電子看板）などの導入推進によって、便利なお買い物体験の提供や、データの蓄積及び活用を進める取り組みを実施してまいりました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の経営成績は、売上高717,948百万円（前連結会計年度比9.9%増）、営業利益19,161百万円（同37.2%増）、経常利益19,789百万円（同37.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は11,439百万円（同41.5%増）となりました。

セグメント別の経営成績は、次のとおりです。

なお、売上高については、外部顧客への売上高の金額によっております。また、セグメント利益又はセグメント損失については、未実現利益の消去等及び全社費用を調整する前の金額によっております。

### **(流通小売事業)**

『あなたの「生活必需品」。』をコンセプトとして、食品や日用消耗品を中心とした豊富な商品ラインナップを、競争力ある価格で、24時間いつでもお買い物いただける店舗づくりを行っており、多様化するライフスタイルのあらゆるニーズにお応えしております。

生鮮食品や弁当惣菜などの「食」を強化しており、できたての美味しさにこだわった商品開発を行っていることが、お客様支持率向上につながっております。

当連結会計年度における流通小売事業の既存店売上高は、加工食品や生鮮食品など毎日消費する食品が牽引したことに加えて、惣菜の支持率が上昇したことにより好調に推移しました。

新規出店については、スーパーセンターを7店舗、smartを4店舗、小型店を30店舗出店した一方、スーパーセンターを1店舗、smartを4店舗、小型店を3店舗閉鎖しました。

なお、新規出店数には、2023年10月に青森県で食品スーパーを運営する株式会社佐藤長より譲り受けた18店舗（smart3店舗、小型店15店舗）を含んでおります。

当連結会計年度末の店舗数は、318店舗（うちFC3店舗を含む）となりました。改装は、メガセンターを5店舗、スーパーセンターを20店舗、smartを3店舗、小型店を2店舗改装しました。

以上の結果、当事業の売上高は714,921百万円（前連結会計年度比9.8%増）、セグメント利益は21,887百万円（同36.2%増）となりました。

### **(リテールAI事業)**

便利なお買い物体験の提供や店舗オペレーションの省力化を目指したリテールテクノロジーの開発及び面の拡大のための、投資を実施しております。積極的な投資を行う一方、赤字幅の縮小の兆しが見えつつあります。

Skip Cartの導入推進（当連結会計年度末の当社グループ外での導入も含む導入店舗数：223店舗、導入台数19,579台）によって、決済時にレジの列に並ぶ必要がないなど、お客様視点の利便性が向上していると同時に、店舗のスループット（時間当たりのレジ通過客数）が上昇しています。

以上の結果、当事業の売上高は918百万円（前連結会計年度比29.6%増）、セグメント損失は520百万円（前連結会計年度はセグメント損失452百万円）となりました。

### **(その他の事業)**

不動産・リゾート事業について、新型コロナウイルス感染症の行動規制緩和が旅行需要を喚起しました。

訪日外国人観光客の増加によって、福岡県宮若市や大分県玖珠郡九重町（くすぐんこのえまち）などにおいて運営している旅館などに徐々に回復の兆しが見え始めております。

以上の結果、当事業の売上高は1,976百万円（前連結会計年度比59.9%増）、セグメント損失は16百万円（前連結会計年度はセグメント損失100百万円）となりました。

<事業別の売上高>

事業区分	第9期 (2023年6月期)		第10期 (2024年6月期) (当連結会計年度)		前期比増減
	金額	構成比	金額	構成比	
	百万円	%	百万円	%	%
流通小売事業	651,167	99.7	714,921	99.6	9.8
リテールAI事業	708	0.1	918	0.1	29.6
その他事業	1,236	0.2	1,976	0.3	59.9
計	653,112	100.0	717,948	100.0	9.9

(注) 2024年6月期の売上高合計には、事業セグメントに配分していない売上高132百万円を含んでおりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資の総額は、20,266百万円であります。

その主な内訳は、流通小売事業における新規出店及び改装に係る建物や設備等への投資であります。

③ 資金調達の状況

当社は、2024年3月21日の東京証券取引所グロース市場への上場に伴う公募増資により、33,877百万円の資金調達を行いました。また、オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により、5,477百万円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社子会社であった株式会社サンリアルエステートは、2024年6月30日付で不動産事業用不動産の保有及び管理事業の権利義務の一部を当社子会社である株式会社トライアルリアルエステートへ承継させる吸収分割を行いました。

当社子会社であった株式会社サンリアルエステートは、2024年6月30日付でリゾート事業用不動産の保有及び管理事業の権利義務の一部を当社子会社である株式会社neri resortへ承継させる吸収分割を行いました。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

当社子会社である株式会社青森トライアルは、2023年10月23日付で株式会社佐藤長の食

品小売事業及び鮮魚テナント事業を譲り受けました。

当社子会社である株式会社トライアルカンパニーは、2023年10月23日付で株式会社青森食研の食品加工事業を譲り受けました。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、2024年6月30日付で、当社子会社であった株式会社サンリアルエステートと吸収合併を行い、同社の権利義務の全てを承継いたしました。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社子会社である株式会社トライアルリアルエステートは、2024年2月1日付で東急不動産株式会社よりTGR大分株式会社及びTGR阿蘇株式会社の全株式を取得いたしました。なお、TGR大分株式会社及びTGR阿蘇株式会社は、同日付で、それぞれ株式会社ティージャーアル大分及び株式会社ティージャーアル阿蘇へ商号を変更いたしました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第7期 2021年6月期	第8期 2022年6月期	第9期 2023年6月期	第10期 (当連結会計年度) 2024年6月期
売上高(百万円)	157,384	595,500	653,112	717,948
経常利益(百万円)	3,051	12,687	14,358	19,789
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	1,846	7,135	8,084	11,439
1株当たり当期純利益(円)	18.98	73.46	82.90	109.77
総資産(百万円)	171,445	185,730	200,639	283,627
純資産(百万円)	52,796	59,707	68,020	118,187
1株当たり純資産額(円)	528.14	594.29	677.00	948.64

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第8期の期首から適用しており、第8期以降に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
2. 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 当社は、2023年1月4日開催の取締役会の決議により、2023年1月31日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
4. 当社は2021年2月1日開催の臨時株主総会の決議により、決算期を3月20日から6月30日に変更しております。したがって、第7期は2021年3月21日から2021年6月30日までの3ヶ月10日間となっております。
5. 当社では、第9期より連結計算書類を作成しております。なお、第7期及び第8期につきましては、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令28号)に基づいて連結財務諸表を作成しておりますので、参考までに当該数値を記載しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株 式 会 社 ト ラ イ ア ル カ ン パ ニ ー	2,123百万円	100.0%	流通小売事業
株 式 会 社 ト ラ イ ア ル ス ト ア ー ズ	50百万円	100.0% (100.0%)	流通小売事業
株 式 会 社 青 森 ト ラ イ ア ル	10百万円	100.0% (100.0%)	流通小売事業
株 式 会 社 明 治 屋	10百万円	100.0%	流通小売事業
株 式 会 社 L e P e t i t N i c o i s	3百万円	100.0% (100.0%)	流通小売事業
株 式 会 社 M L S	95百万円	34.2%	流通小売事業
株 式 会 社 S U - P A Y	101百万円	100.0%	流通小売事業
株 式 会 社 ト ラ イ ア ル カ ー ズ	10百万円	100.0%	流通小売事業
株式会社トリアル・インシュアランス・サービス	10百万円	100.0% (100.0%)	流通小売事業
株 式 会 社 R e t a i l A I	50百万円	100.0%	リテールAI事業
煙 台 創 迹 軟 件 有 限 公 司	2,000千USD	100.0% (100.0%)	リテールAI事業
上 海 翔 迹 企 業 管 理 有 限 公 司	680千CNY	100.0% (100.0%)	リテールAI事業
株式会社トリアルリアルエステート	100百万円	100.0%	その他事業



会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株 式 会 社 ト ラ イ ア ル 開 発	72百万円	100.0% (100.0%)	その他事業
株 式 会 社 河 村 佐 藤 デ ザ イ ン	10百万円	100.0% (100.0%)	その他事業
株 式 会 社 白 鳥 ロ ジ ス テ ィ ッ ク シ ス テ ム	10百万円	100.0% (100.0%)	その他事業
株 式 会 社 n e r i r e s o r t	5百万円	100.0% (100.0%)	その他事業
株 式 会 社 ト ラ イ ア ル ゴ ル フ & リ ゴ ー ト	15百万円	100.0% (100.0%)	その他事業
株 式 会 社 テ ィ ー ジ ー ア ー ル 阿 蘇	10百万円	100.0% (100.0%)	その他事業
株 式 会 社 テ ィ ー ジ ー ア ー ル 大 分	10百万円	100.0% (100.0%)	その他事業
株 式 会 社 ト ラ イ ア ル ベ ネ フ ィ ッ ト	10百万円	100.0%	全社共通
株 式 会 社 ト ラ イ ア ル チ ャ レ ン ジ ド	10百万円	100.0% (100.0%)	全社共通
株 式 会 社 F i e l d m a n	10百万円	100.0%	全社共通
株 式 会 社 ト ラ イ ア ル ・ シ ェ ア ー ド サ ー ビ ス	50百万円	100.0%	全社共通

(注) 1. ( ) は、間接所有割合で内数であります。

2. 当連結会計年度において、株式会社青森トライアル及び株式会社トライアルチャレンジドを新たに設立しております。
3. 株式会社ティー・エル・エスは、2023年10月1日付で株式会社MLSへ商号変更しました。なお、同社に対する当社の議決権比率は34.2%であり、50%以下であるものの、実質支配力基準により子会社としております。
4. 当連結会計年度において、株式会社Retail AIは、同社を吸収合併存続会社として、株式会社Retail AI X、株式会社Retail AI Engineering及び株式会社Retail SHIFTを吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施しております。
5. 当連結会計年度において、TGR大分株式会社及びTGR阿蘇株式会社の全株式を譲受したため、重要な子会社に含めております。また、同日付で商号をそれぞれ株式会社ティージャーアル大分及び株式会

社ティージェーアール阿蘇に変更しております。

6. 当連結会計年度において、当社を吸収合併存続会社として、株式会社サンリアエルエステートを吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施しております。

- ③ 特定完全子会社に関する事項  
該当事項はありません。

- ④ その他重要な関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
T r i a l . K o r e a C o . , L t d	9,540百万KRW	29.9% (29.9%)	流通小売事業
株 式 会 社 ム コ オ	430百万円	24.7%	流通小売事業
株 式 会 社 S a l e s P l u s	255百万円	50.0% (50.0%)	リテールAI事業

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、流通小売事業においては、新規出店によって店舗網を拡大するとともに、生鮮を中心とした「食」の強化や、店舗改装などによって店舗の集客力及び収益性を高めてまいります。また、リテールAI事業においては、プロダクトやソリューションの新規開発や既存プロダクトの機能改善により、小売企業、食品・消費財メーカー、ベンダー等への更なる提供価値の向上に努めてまいります。

##### ① 新規出店と店舗改装

当社グループの主力事業である流通小売事業では、店舗の新規出店や既存店舗の改装による集客力及び収益性の向上は重要な成長ドライバーであります。

当社グループでは独自開発の商圈分析ソフトであるRetail Mapによって、広範な自社データ（顧客属性、購買情報など）と、一般データ（商圈情報、地図情報、統計情報など）を組み合わせて分析できる環境を整備しており、当社グループの出退店及び既存店の改善に活用しております。

主力フォーマットであるスーパーセンターを今後も主軸としつつ、店舗サイズや商品構成の異なる複数の店舗フォーマットを有することにより、食品スーパー、家電・家具量販店、ホームセンター、アパレル店舗など、他社撤退跡地への柔軟な居抜き出店と、自社競合を低減した

ドミナント出店を可能としております。

また、自社出店以外にも事業再編やパートナーシップを通じた事業拡大についても積極的に検討しており、2023年10月23日付の株式会社佐藤長からの一部事業の譲受を通じた小型店舗の拡大も実現しております。

<過去5期における店舗数の推移（単位：店）>

店舗フォーマット	売場面積	2021年 3月期末	2021年 6月期末	2022年 6月期末	2023年 6月期末	2024年 6月期末
メガセンター	約8,000㎡	19	20	22	24	24
スーパーセンター	約4,000㎡	173	173	175	181	187
smart/小型店	約1,400㎡以下	71	72	74	80	107
合計	—	263	265	271	285	318

当社グループは、2021年6月期から2022年6月期にかけて、既存店の改装による生鮮や惣菜など「食」を強化した店舗づくりにリソースを投じたことから、戦略的に新規出店数を抑制してまいりました。

2023年6月期以降は「食」を強化した新規出店が進んでおり、今後も事業の譲受等のインオーガニックな成長もあわせて、店舗網を拡大していく予定であります。

出店地域は、店舗ネットワークを有する九州を中心としたドミナント展開を軸に、九州以外の地域におけるネットワーク拡大も目指しております。

出店フォーマットは、主力のスーパーセンターを中心としながら、ロードサイドにおける大型店メガセンター及び都市部におけるsmartの出店を行うほか、スーパーセンターのサテライト型の小型店（TRIAL GO等）の出店を拡充することで、各地域のお客様支持の獲得・拡大を目指してまいります。

既存店につきましては、Skip CartなどのIoTデバイスの導入や、機械化や効率化により削減した人時をより高付加価値の作業に割り当てるといったオペレーションの改善、生鮮食品をはじめとする地域の特性に合わせた品揃えの強化などの店舗改装を進め、地域のお客様が便利に楽しくお買い物をしていただける魅力的な売り場を実現します。2024年6月期は30店舗で改装しており、一定の売上高向上効果が発現しています。また、今後数年間におきましても毎年30店舗程度の改装を見込んでおります。

こうした新規出店及び店舗改装等に加え、プライベート・ブランド商品の開発強化や継続的な商品構成の見直し、適切な売価設定、販売費・一般管理費を含む徹底的なコストコントロール等を実施することにより、集客力及び収益性の向上を目指してまいります。

## ② 人材戦略

当社グループは、持続的・中長期的な企業価値の向上を実現していくにあたっての競争優位の源泉は「人材」であると位置づけ、多様な人材が活躍でき、働きがいがあり、安心して働ける職場環境や教育制度の整備、次世代経営者の育成を経営戦略上の重要課題としております。

当社グループのパーパスである『世界の誰もが「豊かさ」を享受できる社会をつくる。』を実現するため、多様な視点や価値観を尊重することが重要であることから、ダイバーシティ&インクルージョンプロジェクトを立ち上げ、女性、外国人、中途採用者、シニア層や障がいを持つ従業員など、多様な人材が活躍できるサポート体制を整備・推進しております。また、多様な人材の活躍を企業の成長につなげていく上では、全従業員への経営理念の理解・浸透を継続的に行っていくことが必須であり、教育上の最重要項目として実践してまいります。

当社の母体である株式会社トライアルカンパニーの「トライアル (TRIAL)」は、英語で「試み」や「試練」を意味し、「カンパニー (COMPANY)」には、会社という意味の他に「仲間」という意味があります。困難に屈することなく、「挑戦し続ける仲間たち」という意味が「トライアルカンパニー」という社名に込められており、失敗は財産であるという企業文化のもと、従業員1人1人が挑戦できる働きがいのある環境づくりとして、評価・報酬制度や次世代経営者育成プログラムなどの実施と継続的な改善を進めてまいります。また、流通小売業界のムダ・ムラ・ムリを削減していく「仲間」として他社との連携強化も経営上の重要課題と位置づけ、福岡県宮若市に流通DX開発拠点を構築し、メーカー、卸、他社小売などが一体となって流通DXの人材育成に取り組んでまいります。

多様な従業員1人1人が生涯成長し続けることで、当社グループの発展・成長と、社会全体の発展・成長の2つの価値の最大化につながると考えております。

## ③ テクノロジーやデータの利活用

お客様の嗜好の細分化、購買行動の多様化、電子商取引 (EC) 比率の向上などの外部環境の変化によって、実店舗運営を中心に事業活動を行う小売事業者にとっても、ITやAI等のテクノロジーの活用は必要不可欠な要素となってきております。当社グループにおいては、創業時よりITやデータを活用した経営を一貫して行ってきており、現在においては「リテールAI事業」として事業セグメントを「流通小売事業」と分離し、テクノロジーを活用したプロダクト及びソリューションの開発投資を積極的に行っております。それらのテクノロジーを自社利用するだけでなく、グループ外の小売企業や食品・消費財メーカー等にも提供し、サービス利用料等を収受しております。

流通小売業界にとって、テクノロジーやデータを活用したビジネスモデルの変革は非常に重

要であり、デジタルトランスフォーメーション（DX）へのニーズや投資意欲は益々高くなっていくものと考えております。グループ内での活用はもちろんのこと、データをメーカーや卸／物流及び小売企業間でシームレスに共有することで、業界全体の流通エコシステムを構築し、また、プロダクトやソリューションをグループ外の企業にも展開していくことで、流通小売業界に残る『ムダ・ムラ・ムリ』を解消し、業界の効率化を実現していきたいと考えております。

#### (5) 主要な事業内容（2024年6月30日現在）

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、純粋持株会社である当社並びに各事業を担う連結子会社24社及び関連会社3社から構成されています。

『あなたの「生活必需品」。』をストアコンセプトとした『TRIAL』ブランドのディスカウントストアを全国に展開している流通小売事業を主力事業として、小売事業者や食品・消費財メーカーに対して、お客様の買い物体験の向上やリアル店舗のオペレーション改善、広告・販売促進活動の効率化等に資するプロダクトやソリューションを提供するリテールAI事業を営んでおります。また、その他にリゾート関連事業及び建築・不動産管理等を営んでおります。

#### (6) 主要な事業所等（2024年6月30日現在）

##### ① 当社グループの店舗

株式会社トライアルカンパニー	北海道	29店舗	東北	16店舗
	関東	57店舗	中部	11店舗
	近畿	36店舗	中国・四国	27店舗
	九州	124店舗		
株式会社青森トライアル	東北	18店舗		

② 当社及び子会社の本社

当社

株式会社トライアルカンパニー

株式会社トライアルストアーズ

株式会社青森トライアル

株式会社明治屋

株式会社Le Petit Nicois

株式会社MLS

株式会社SU-PAY

株式会社トライアルカーズ

株式会社トライアル・インシュアランス・サービス

株式会社Retail AI

煙台創迹軟件有限公司

上海翔迹企業管理有限公司

株式会社トライアルリアルエステート

株式会社トライアル開発

株式会社河村佐藤デザイン

株式会社白鳥ロジスティックシステム

株式会社neri resort

株式会社トライアルゴルフ&リゾート

株式会社ティージャーアル阿蘇

株式会社ティージャーアル大分

株式会社トライアルベネフィット

株式会社トライアルチャレンジド

株式会社Fieldman

株式会社トライアル・シェアードサービス

福岡市東区多の津一丁目12番2号

福岡市東区多の津一丁目12番2号

福岡市東区多の津一丁目12番2号

福岡市東区多の津一丁目12番2号

福岡県田川市大字伊田2412番地9

福岡市東区香椎駅東四丁目37番7号

福岡県田川市大字伊田2412番地9

福岡市東区多の津一丁目12番2号

福岡市東区多の津一丁目9番3号

福岡市東区多の津一丁目12番2号

東京都港区浜松町一丁目30番5号浜松町スクエア

中華人民共和国山東省

中華人民共和国上海市

福岡市東区多の津一丁目12番2号

福岡市東区多の津一丁目12番2号

福岡市西区愛宕二丁目11番5号

福岡市東区多の津一丁目12番2号

福岡県宮若市乙野644番地2

福岡県宮若市乙野1121番地

福岡県宮若市乙野1121番地

福岡県宮若市乙野1121番地

福岡市東区多の津一丁目12番2号

福岡市東区多の津一丁目12番2号

東京都港区浜松町一丁目30番5号浜松町スクエア

福岡市東区多の津一丁目12番2号

## (7) 使用人の状況 (2024年6月30日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
流通小売事業	5,592 (16,750) 名	503名増 (1,169名増)
リテールAI事業	590 ( 35)	13名減 ( 14名増)
その他事業	250 ( 121)	115名増 ( 26名増)
全社共通	97 ( 30)	69名減 ( 24名減)
合計	6,529 (16,936)	536名増 (1,185名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
77 (14) 名	30名増 (12名増)	40.9歳	2.0年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	2,727百万円
株式会社三井住友銀行	2,200
株式会社日本政策投資銀行	2,101
株式会社福岡銀行	2,065
株式会社肥後銀行	1,788

(注) 当社及び連結子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行14行と総額14,500百万円の当座貸越契約を締結しております。なお、当連結会計年度末における当該契約に基づく借入実行残高はありません。

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2024年3月21日に東京証券取引所グロース市場へ上場いたしました。



## 2. 会社の状況

### (1) 株式の状況 (2024年6月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 320,000,000株
- ② 発行済株式の総数 122,318,300株
- ③ 株主数 22,842名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社ティー・エイチ・シー	66,000,000株	54.12%
株式会社Heroic investment	9,374,200株	7.69%
GIC PRIVATE LIMITED-C	3,209,300株	2.63%
MSCO CUSTOMER SECURITIES	2,518,191株	2.06%
永田 久男	1,963,800株	1.61%
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE UK UCITS CLIENTS NON LENDING 10PCT TREATY ACCOUNT	1,636,200株	1.34%
株式会社PALTAC	1,200,000株	0.98%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB)	1,037,550株	0.85%
サントリー株式会社	1,000,000株	0.82%
三井物産流通グループ株式会社	1,000,000株	0.82%
ヤマエ久野株式会社	1,000,000株	0.82%

(注) 持株比率は自己株式 (370,900株) を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

		第 4 回 新 株 予 約 権	第 1 9 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2020年4月7日	2022年8月23日
新 株 予 約 権 の 数		100個	100個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 20,000株 (新株予約権1個につき 200株)	普通株式 20,000株 (新株予約権1個につき 200株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 230,000円 (1株当たり 1,150円)	新株予約権1個当たり 344,000円 (1株当たり 1,720円)
権 利 行 使 期 間		2022年4月8日から 2029年6月19日まで	2024年8月24日から 2032年8月23日まで
行 使 条 件		(注) 1、2	(注) 3、4、5
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	—	—
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 100個 目的となる株式数 20,000株 保有者数 1名 (注) 6	新株予約権の数 100個 目的となる株式数 20,000株 保有者数 1名 (注) 6
	監 査 役	—	—

- (注) 1. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、従業員、顧問、社外協力者の地位又はこれに準じた地位にあることを要します。ただし、定年退職若しくは任期満了による役員退任又は当社が特に認めた場合はこの限りではありません。
2. 新株予約権者が本新株予約権の行使期間到来後に死亡した場合は、相続開始後一年間に限り、その相続人による本新株予約権の行使を認めます。ただし、1個の新株予約権を分割して相続することはできません。なお、新株予約権者が本新株予約権の行使期間の到来前に死亡した場合は、その相続人は本新株予約権を行使できません。
3. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社又は当社の子会社等の顧問、社外協力者の地位、又はこれに準じた地位であることを要します。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。
4. 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による本新株予約権の権利行使は認めないものとしております。

5. 本新株予約権の行使は、1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認めないものとしております。
  6. 社外取締役が保有している新株予約権は、当社の社外取締役就任前に付与されたものであります。
  7. 2023年1月31日付で行った1株を200株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2024年6月30日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	永 田 久 男	－
代 表 取 締 役 社 長	亀 田 晃 一	－
取 締 役	石 橋 亮 太	株式会社トライアルカンパニー代表取締役社長
取 締 役	永 田 洋 幸	株式会社Retail AI代表取締役社長
取 締 役	立 本 博 文	筑波大学ビジネスサイエンス系教授 株式会社Retail AI社外取締役
取 締 役	張 相 秀	指名・報酬諮問委員会委員長
常 勤 監 査 役	上 里 剛 志	株式会社トライアルカンパニー監査役 株式会社Retail AI監査役
監 査 役	橋 本 道 成	弁護士法人如水法律事務所代表 株式会社QPS研究所社外取締役 ニッポンインシュア株式会社社外監査役
監 査 役	薄 鍋 大 輔	薄鍋公認会計士事務所代表 木原税理士法人所属税理士

- (注) 1. 取締役立本博文氏及び張相秀氏は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届出ております。
2. 監査役橋本道成氏及び薄鍋大輔氏は、社外監査役であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届出ております。
3. 常勤監査役の上里剛志氏は、金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 社外監査役の橋本道成氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 社外監査役の薄鍋大輔氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）2名、監査役3名と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額とし、また、当該責任限定契約が認められるのは、当該取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無い場合に限りです。これは、職務の遂行にあたって期待される役割を十分に発揮できるようにするためです。

## ③ 取締役及び監査役の報酬等

### イ. 役員報酬等の決定に関する方針等

当社は、取締役の報酬決定における審議プロセスの透明性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の下に任意の諮問機関として、指名・報酬諮問委員会を設置しております。当社の取締役の報酬等の決定方針については、同委員会に事前に諮問し、その答申を最大限尊重して、取締役会で決定しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の取締役の報酬等の決定方針の概要は以下のとおりであります。

#### (基本方針)

- ・当社取締役が、持続的な成長の実現に努め、株主の皆様と利益意識を共有して企業価値の向上を図ることができるよう、取締役の報酬等は中長期的な展望を持って挑戦を続けることを奨励するとともに、業績目標に対する意識を高め、企業価値向上への貢献を促すことができる内容としております。
- ・取締役（社外取締役を除く）の報酬等は、固定報酬である「基本報酬」、短期インセンティブとしての「業績連動報酬等」及び中長期インセンティブとしての「株式報酬」による構成としております。

#### (基本報酬)

- ・基本報酬は月次の固定報酬とし、事業規模、職責、従業員に対する処遇との整合性等を勘案した上で、他社水準も参考にして適切な水準となるように設定します。

#### (業績連動報酬等（賞与）)

- ・業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績指標の目標数値への達成度を反映させることを基

本に、企業価値向上に対する個人別の貢献度、事業環境の変化等を査定・評価した上で額を算定し、賞与として事業年度終了後に一括支給します。

(株式報酬 (株式報酬型ストック・オプション) )

- ・ 株式報酬は、株主の皆様と同じ目線で中長期的な企業価値の向上を図る動機づけとして、株式報酬型ストック・オプションを事業年度終了日から定時株主総会日の期間で評価基準達成者に対して付与します。ストック・オプションの付与個数は、将来にわたる持続的成長に向けた意思決定への貢献度に応じて、業績や株価水準も考慮して算定します。

(報酬構成の割合)

- ・ 取締役 (社外取締役を除く) の報酬構成の割合は、当社の事業特性やその時々を経営課題、事業環境を踏まえて妥当性を判断します。
- ・ 業績連動報酬等 (目標達成時) 及び株式報酬 (目標達成時) は、その目的に鑑み、一律で支給・付与するものではなく、あくまでも目標達成時において支給・付与するものとします。

(報酬等の決定方法)

- ・ 取締役の個人別の報酬等の額については、株主総会で承認を得た範囲内で、指名・報酬諮問委員会における審議を経て、取締役会に諮り決定します。
- ・ 監査役の報酬については、株主総会で承認を得た範囲内で、監査役の協議により決定します。

(その他)

- ・ 経営陣幹部の報酬決定についても、本方針を適用し、経営陣幹部の個人別の報酬等の額については、指名・報酬諮問委員会における審議を経て、取締役会に諮り決定します。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	123 (17)	123 (17)	－ (－)	－ (－)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	14 (3)	14 (3)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	138 (21)	138 (21)	－ (－)	－ (－)	9 (4)

(注) 業績連動報酬等及び非金銭報酬等は、「イ. 役員報酬等の決定に関する方針等」に記載の方針に従って支給する予定であります。現時点においては支給実績がありません。

ハ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2016年6月17日開催の定時株主総会において年額500百万円以内と決議しております。当該株主総会終了時点の取締役の員数は、5名であります。

また、金銭報酬とは別枠で、2023年9月28日開催の定時株主総会において、ストック・オプション報酬として年額688百万円以内、新株予約権の数の上限を4,000個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は200株）以内と決議しております。当該株主総会終了時点の取締役の員数は、6名であります。

監査役の金銭報酬の額は、2016年6月17日開催の定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終了時点の監査役の員数は、1名であります。

また、金銭報酬とは別枠で、2023年9月28日開催の定時株主総会において、ストック・オプション報酬として年額137百万円以内、新株予約権の数の上限を800個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は200株）以内と決議しております。当該株主総会終了時点の監査役の員数は、3名であります。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

重要な兼職の状況については、「① 取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであり、各兼職先と当社との間には特別な利害関係はありません。



ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 立本博文	<p>当事業年度に開催された取締役会30回の全てに出席しました。</p> <p>主に大学において、経営学等の分野で長年研究を重ねている経験から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特にオープン標準戦略やプラットフォーム戦略について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬諮問委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社グループの役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。</p>
社外取締役 張相秀	<p>当事業年度に開催された取締役会30回の全てに出席しました。</p> <p>主にサムスングループの経済研究所の専務や韓国人事管理学会常任理事兼産学協同委員長、韓国人的資源開発学会会長等を歴任した経験から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に人事戦略について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社グループの役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
社外監査役 橋本道成	<p>当事業年度に開催された取締役会30回の全てに、また、監査役会17回の全てに出席しました。</p> <p>弁護士としてコンプライアンス、危機管理分野における専門的な知見を有していることから、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。</p>
社外監査役 薄鍋大輔	<p>当事業年度に開催された取締役会30回の全てに、また、監査役会17回の全てに出席しました。</p> <p>公認会計士及び税理士としての会計、税務面の専門的知見を活かし、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。</p>

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 名称 PwC Japan有限責任監査法人  
② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	50百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	170

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り等の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。
3. 当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

#### ③ 非監査業務の内容

当社における非監査業務の内容は、PwC Japan有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

#### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

#### ⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人PwC Japan有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

~~~~~  
(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切捨てして、比率については表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。

# 連結貸借対照表

(2024年6月30日現在)

(単位：百万円)

| 科目                | 金額             | 科目                   | 金額             |
|-------------------|----------------|----------------------|----------------|
| 資産の部              |                | 負債の部                 |                |
| <b>流動資産</b>       |                | <b>流動負債</b>          |                |
| 現金及び預金            | 91,947         | 買掛金                  | 101,838        |
| 売掛金               | 1,170          | 1年内返済予定の長期借入金        | 3,949          |
| 棚卸資産              | 46,440         | 未払金                  | 7,449          |
| その他               | 12,743         | 未払法人税等               | 5,370          |
| 貸倒引当金             | △0             | 未払消費税等               | 2,927          |
| <b>流動資産合計</b>     | <b>152,300</b> | 契約負債                 | 9,644          |
| <b>固定資産</b>       |                | 賞与引当金                | 732            |
| <b>有形固定資産</b>     |                | ポイント引当金              | 723            |
| 建物及び構築物           | 120,310        | その他                  | 10,374         |
| 減価償却累計額           | △46,539        | <b>流動負債合計</b>        | <b>143,010</b> |
| 建物及び構築物（純額）       | 73,771         | <b>固定負債</b>          |                |
| 機械装置及び運搬具         | 15,143         | 長期借入金                | 12,195         |
| 減価償却累計額           | △8,993         | 資産除去債務               | 8,466          |
| 機械装置及び運搬具（純額）     | 6,150          | その他                  | 1,767          |
| 土地                | 21,474         | <b>固定負債合計</b>        | <b>22,429</b>  |
| 建設仮勘定             | 2,416          | <b>負債合計</b>          | <b>165,440</b> |
| その他               | 38,208         |                      |                |
| 減価償却累計額           | △28,324        | 純資産の部                |                |
| その他（純額）           | 9,883          | <b>株主資本</b>          |                |
| <b>有形固定資産合計</b>   | <b>113,694</b> | 資本金                  | 19,777         |
| <b>無形固定資産</b>     |                | 資本剰余金                | 23,242         |
| その他               | 1,879          | 利益剰余金                | 71,952         |
| <b>無形固定資産合計</b>   | <b>1,879</b>   | 自己株式                 | △529           |
| <b>投資その他の資産</b>   |                | <b>株主資本合計</b>        | <b>114,443</b> |
| 投資有価証券            | 5,777          | <b>その他の包括利益累計額</b>   |                |
| 繰延税金資産            | 2,880          | その他有価証券評価差額金         | 711            |
| 建設協力金             | 1,747          | 繰延ヘッジ損益              | 10             |
| 敷金及び保証金           | 5,282          | 為替換算調整勘定             | 517            |
| その他               | 64             | <b>その他の包括利益累計額合計</b> | <b>1,240</b>   |
| <b>投資その他の資産合計</b> | <b>15,752</b>  | <b>非支配株主持分</b>       | <b>2,503</b>   |
| <b>固定資産合計</b>     | <b>131,327</b> | <b>純資産合計</b>         | <b>118,187</b> |
| <b>資産合計</b>       | <b>283,627</b> | <b>負債純資産合計</b>       | <b>283,627</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額   | 額       |
|-----------------|-------|---------|
| 売上高             |       | 717,948 |
| 売上原価            |       | 575,596 |
| 売上総利益           |       | 142,352 |
| その他の営業収入        |       | 2,493   |
| 営業総利益           |       | 144,846 |
| 販売費及び一般管理費      |       | 125,684 |
| 営業利益            |       | 19,161  |
| 営業外収益           |       |         |
| 受取利息及び配当金       | 39    |         |
| 持分法による投資利益      | 533   |         |
| 助成金収入           | 245   |         |
| 工事負担金等受入額       | 138   |         |
| その他             | 395   | 1,351   |
| 営業外費用           |       |         |
| 支払利息            | 88    |         |
| 為替差損            | 90    |         |
| 固定資産除却損         | 430   |         |
| その他             | 113   | 723     |
| 経常利益            |       | 19,789  |
| 特別損失            |       |         |
| 減損損失            | 1,096 | 1,096   |
| 税金等調整前当期純利益     |       | 18,693  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 7,787 |         |
| 法人税等調整額         | △932  | 6,855   |
| 当期純利益           |       | 11,837  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |       | 398     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |       | 11,439  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2024年8月26日

株式会社トライアルホールディングス  
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人  
京都事務所

|                    |       |       |
|--------------------|-------|-------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 山本剛   |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 若山聡満  |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 森本健太郎 |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トライアルホールディングスの2023年7月1日から2024年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トライアルホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年8月26日

株式会社トライアルホールディングス  
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人  
京都事務所

|                    |       |       |
|--------------------|-------|-------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 山本剛   |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 若山聡満  |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 森本健太郎 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トライアルホールディングスの2023年7月1日から2024年6月30日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年7月1日から2024年6月30日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年8月28日

株式会社トライアルホールディングス 監査役会

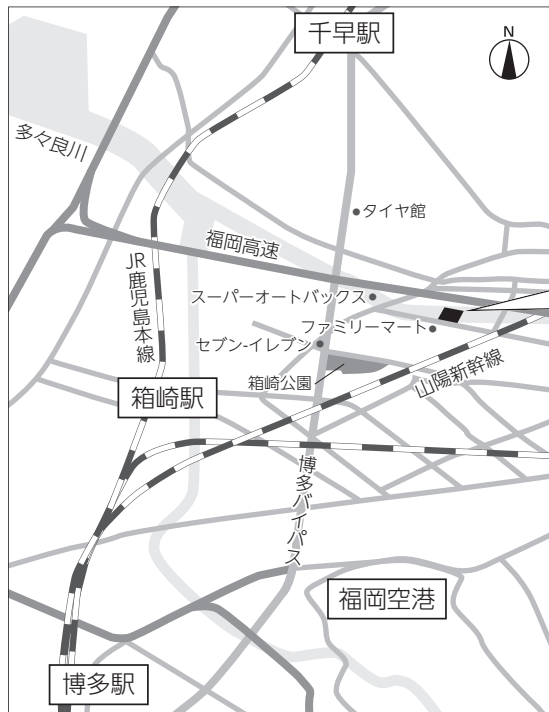
常勤監査役 **上里剛志** ㊞

社外監査役 **橋本道成** ㊞

社外監査役 **薄鍋大輔** ㊞

# 株主総会会場ご案内図

会場：福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号  
当社2階大会議室  
TEL：092-626-5550



福岡空港からの直通バスはございません。  
「博多駅」からバスをご利用いただくか、「博多駅」からJR鹿児島本線に乗車のうえ「箱崎駅」で下車し、バスをご利用ください。

## ■バスをご利用の場合

バスの本数には限りがございますので、往復のバスの時間をご確認のうえ、ご来場をお願いいたします。

### 博多駅からご利用の場合

博多駅バスターミナルより14番乗場で73番「土井営業所」「土井団地」もしくは「みどりが丘団地入口」行きに乗車し、「オロシウムFUKUOKA (旧卸会館前)」で下車、徒歩3分

### 箱崎駅からのご利用の場合

箱崎駅西口バス停留所より78番「土井団地」もしくは「みどりが丘団地入口」行きに乗車し、「オロシウムFUKUOKA (旧卸会館前)」で下車、徒歩3分

### 千早駅からのご利用の場合

千早駅前バス停より3番「土井営業所」行きに乗車し、「オロシウムFUKUOKA (旧卸会館前)」で下車、徒歩3分

## ■お車でお越しの場合

上記の株主様駐車場をご利用ください。なお、駐車場の台数には限りがございます。また、近隣の駐車場は満車によりご利用できないことがありますので、ゆとりをもってのご来場もしくは公共交通機関のご利用をお願いいたします。